

健生発 1118 第 3 号
6 輸国 第 2686 号
令和 6 年 11 月 18 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公印省略)

農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正
について

我が国から大韓民国（以下「韓国」という。）向けに輸出される畜産加工品の衛生証明書の発行等の手続については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 KR-A2「大韓民国向け輸出畜産加工品の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、手続規程について下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、対応方
よろしくをお願いします。

記

- 1 韓国政府により、令和 6 年 6 月から韓国向け畜産加工品に該当しない動物性食品（食肉含有加工品・卵含有加工品）についても施設認定・証明書発行を求められることとされたことに伴う改正
- 2 その他所要の改正